岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第69号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後				
別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属す					上 別	別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属す				
る出先権	る出先機関の長委任事項(第6条関係)				る出先機関の長委任事項(第6条関係)					
区 分	事 務	条 項	内匀	容		区	分	事 務	条 項	内 容
保健所	[略]					保健	萷	[略]		
長	56 <u>薬事法</u> (	[略]				長		56 医薬品、	[略]	
	昭和35年法	第7条第3項、第	管理者の	兼任				医療機器等	第7条第3項 <u>(第</u>	管理者の兼任
	律第145号	28条第3項 <u>及び</u> 第	の許可					の品質、有	17条第4項におい	の許可 <u>(保健</u>
	)の施行に	35条第3項						効性及び安	て準用する場合を	所長に委任さ
	関する事務							全性の確保	<u>含む。)</u> 、第28条	れている事項
								等に関する	第 3 項 <u>、</u> 第35条第	に係るものに
								<u>法律</u> (昭和	3項 <u>、第39条の2</u>	限る。)_
								35年法律第	第2項及び第40条	
								145号)の	の6第2項	
		[略]						施行に関す	[略]	
		第10条第1項(第	[略]					る事務	第10条第1項(第	[略]
		38条第1項及び第							38条第1項及び第	
		2項並びに第40条							2項 <u>、</u> 第40条第1	
		第1項及び第2項							項及び第2項 <u>並び</u>	
		において準用する							<u>に第40条の7</u> にお	
		場合を含む。)及							いて準用する場合	
		び第2項(第38条							を含む。)及び第	
		第1項において準							2項(第38条第1	
		用する場合を含む							項において準用す	
		。)、第32条 <u>及び</u>							る場合を含む。)	
		第39条の3第1項							、第32条 <u>並びに</u> 第	
									39条の3第1項	
		[略]							[略]	
		第39条第2項及び	高度管理	医療					第39条第2項及び	高度管理医療
		第4項	機器又は	特定					第4項	機器又は特定
			保守管理	医療						保守管理医療
			機器の販	売業						機器の販売業
			又は <u>賃貸</u>	(業の						又は <u>貸与業</u> の
			許可及び	許可						許可及び許可

		の更新				の更新
					第40条の5第2項	再生医療等類
					及び第4項	品の販売業の
						許可及び許可
						の更新
					第68条の11	回収の報告の
						受理(保健所
						長に委任され
						ている事項に
						係るものに阻
						<u>る。)</u>
	第69条第1項から	[略]	1		第69条第1項から	[略]
	第4項まで				第4項まで	
	[略]	1	1		[略]	ı
	第76条	[略]	1		第76条	[略]
	第77条の4の3	回収の報告の	1			
		受理 (保健所				
		長に委任され				
		ている事項に				
		係るものに限				
		<u>る。)</u>				
57 <u>薬事法施</u>	第2条	取扱処方せん		57 医薬品、		
<u>行令</u> (昭和		数の届出の受		医療機器等		
36年政令第		理	]	の品質、有		
11号)の施	<u>第4条</u> 、 <u>第11条</u> 及	[略]		効性及び安	第1条の4、第4	[略]
行に関する	び第44条			全性の確保	条第1項、第11条	
事務			]	等に関する	第1項及び第44条	
	第5条、第6条第	[略]		法律施行令	第1条の5第1項	[略]
	1項、 <u>第12条</u> 、第			(昭和36年	、第1条の6第1	
	13条第1項、 <u>第45</u>			政令第11号	項、第5条第1項	
	<u>条</u> 及び第46条第1			)の施行に	、第6条第1項、	
	項			関する事務	第12条第1項、第	
					13条第1項、 <u>第45</u>	
					条第1項及び第46	
					条第1項	
		ГшАгЛ	1		第1条の6第3項	[略]
	第6条第4項、 <u>第</u>	[略]		1	İ	1
	第6条第4項、 <u>第</u> <u>7条</u> 、第13条第4	【			<u>、第1条の7、</u> 第	
		[			<u>、第1条の7、</u> 第 6条第4項、 <u>第7</u>	
	<u>7条</u> 、第13条第4	[「「「」				

		<u>第8条、第15条</u> 及	[略]
		び第48条	
		第19条	[略]
	[略]		
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属す 別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属す る出先機関の長委任事項 (第6条関係)

区 分	事 務	条 項	内 容			
[略]						
家畜保	[略]					
健衛生	5 薬事法の	[略]				
所長	施行に関す	第39条第2項	高度管理医療			
	る事務		機器等の販売			
			業及び <u>賃貸業</u>			
			の許可			
		[略]				
		第69条第1項から	[略]			
		<u>第3項</u> まで				
		[略]				
		第83条の2の2第	[略]			
		1項				
	6 薬事法施	[略]				
	<u>行令</u> の施行	第45条及び第46条	[略]			
	に関する事					
	務					
		[略]				
	[略]					
「略「						

	<u>1項</u> 、第46条第3	
	項及び第47条	
	第1条の8、第8	[略]
	条第1項、第15条	
	<u>第1項</u> 及び第48条	
	第2条	取扱処方箋数
		の届出の受理
	第19条第1項	[略]
[略]		

る出先機関の長委任事項 (第6条関係)

る山元像	関例女会仕事と	貝(角0米関係)	
区分	事務	条 項	内 容
[略]			
家畜保	[略]		
健衛生	5 医薬品、	[略]	
所長	医療機器等	第39条第2項	高度管理医療
	の品質、有		機器等の販売
	効性及び安		業及び <u>貸与業</u>
	全性の確保		の許可
	等に関する	[略]	
	<u>法律</u> の施行	第69条第1項から	[略]
	に関する事	<u>第4項</u> まで	
	務	[略]	
		第83条の2の3第	[略]
		1項	
	6 医薬品、	[略]	
	医療機器等	第45条第1項並び	[略]
	の品質、有	に第46条第1項及	
	効性及び安	び第3項	
	全性の確保	[略]	
	等に関する		
	法律施行令		
	の施行に関		
	する事務		
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、公布の日から施行する。